

マタニティキーホルダー等提供協働事業における広告取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、マタニティキーホルダー等提供協働事業（以下「協働事業」という。）における広告の取扱いに関して、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の募集方法)

第2 協働事業における広告の提供を行う事業者（以下「事業者」という。）については、公募型企画提案方式により募集する。

(広告の規格等)

第3 広告の規格については、協働事業において指定する規格の袋に入る大きさとし、妊婦への負担を考え、重さは200g以内とする。

(広告の内容等)

第4 広告は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 妊産婦及び育児をする市民にとって有意なものであること。
- (2) 広告物には、広告である旨を明示するほか、掲載される広告の商品・事業者等を市が推奨しているものではない旨を明記すること。

(広告の配付方法)

第5 広告の配付については、妊娠届出時や妊婦の転入の際に、市が行うものとする。

(広告の配付期間)

第6 広告の配付期間は、1年間とする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(広告の作成等)

第7 広告の作成等については、別に定める。

(広告の変更)

第8 事業者は、広告の配付期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、事前に市に報告しなければならない。

(費用負担)

第9 広告の作成等の作業は、事業者の責任において行い、その費用についても事業者が負担する。

(配付の中止)

第10 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の配付を中止することができる。

(1) 広告内容が第4に反すると認められるとき。

(2) 事業者、若しくは配付する広告の広告主が、それぞれの責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第11 事業者は、広告に関するすべての事項において一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第12 市は、第10により広告の配付を中止した場合において、事業者に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。